

臨床研修制度義務化に伴う専門医申請資格の変更 ならびに認定施設認定の手引きの変更について

日本形成外科学会 理事長 森口隆彦
専門医制度検討委員会 委員長 中西秀樹

平成 16 年 4 月 8 日の通常総会にて以下の件が承認されました。承認された内容をご報告申し上げます。

1. 臨床研修制度義務化に伴う専門医申請資格の変更

- 1) 臨床研修 2 年の後、資格を有する研修施設において通算 4 年以上の形成外科研修を行うこと。4 年以上引き続いて日本形成外科学会正会員であること。
平成 18 年 4 月より施行する。
- 2) 臨床研修期間中に日本形成外科学会に入会した場合、臨床研修期間中に取得した学術研修会の受講証明証は有効とする。平成 16 年 4 月より施行する。

2. 専門医試験の申請資格の変更

- 1) 従来の申請資格に加え、形成外科に関する論文を単独または筆頭著者として 1 編以上を必要とする。掲載誌は専門医生涯教育制度細則に準ずる。
平成 18 年 4 月より施行する。

3. 認定施設認定の手引きの変更

- 1) 専門医制度細則 32 条 7 項（認定施設：学会発表 2 回以上/年・論文発表 2 編以上/ 2 年）を以下に変更する。
形成外科に関する教育研究活動（付記で示した実績点 2 点以上/年）が行われている。
- 2) 専門医制度細則 32 条 7 項（教育関連施設：学会発表 1 回以上/年・論文発表 1 編以上/ 2 年）を以下に変更する。
形成外科に関する教育研究活動（付記で示した実績点 1 点以上/年）が行われている。

付記：専門医生涯教育委員会が認めた学会・研修会での発表 1 回を 1 点とする。

形成外科に関する単独または筆頭著書の論文（審査年度に刊行された論文）を 2 点とする。

平成 18 年 4 月より施行する。

- 3) 新たに設立された施設が、認定施設あるいは教育関連施設として認定された場合に限り、報告年度より研修施設として認める。平成 16 年 4 月(今年度申請)より施行する。